

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年9月29日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人清明会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市小ヶ倉町三丁目195番地19
- (3) 設立認可年月日 令和5年9月15日
- (4) 設立登記年月日 令和5年9月29日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	辻 明日香	
理 事	辻 汪吉	
理 事	辻 美代子	
監 事	辻 伸太郎	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人清明会	4230138796	長崎県長崎市小ヶ倉 三丁目195番地19	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険0床] [介護保険0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
なし

様式 3 - 2

法人名 医療法人 清明会
所在地 長崎県長崎市小ヶ倉三丁目195番地19

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	80,632	I 流 動 負 債	13,032
II 固 定 資 産	22,313	II 固 定 負 債	70,204
1 有 形 固 定 資 産	19,299	負 債 合 計	83,236
2 無 形 固 定 資 産	306	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,708	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	9,709
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	19,709
資 産 合 計	102,945	負債・純資産合計	102,945

法人名 医療法人 清明会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市小ヶ倉三丁目195番地19

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月29日 至 令和 6年 6月30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,560
2 事業費用	67,063
本来業務事業利益	13,497
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,497
II 事業外収益	100
III 事業外費用	837
経常利益	12,760
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期利益	12,760
法人税等	3,051
当期純利益	9,709

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 清明会
所在地 長崎県長崎市小ヶ倉三丁目195番地19

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	102,945 千円
2. 負 債 額	83,236 千円
3. 純 資 産 額	19,709 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	80,632
B 固 定 資 産	22,313
C 資 産 合 計 (A + B)	102,945
D 負 債 合 計	83,236
E 純 資 産 (C - D)	19,709

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清明会

理事長 辻 明日香 殿

私は、医療法人清明会の令和6会計年度（令和5年9月29日から令和6年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 6年 8月26日

医療法人 清明会

監事 辻 伸太郎

